平成２３年（フ）第９８６号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目５番６―616号
債務者　坂越　　充
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９７号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目85番地の１　中居正三郎方
債務者　中居　正美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１３号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目25番18号　パル武庫川21―301号
債務者　林　　伸幸
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４号
兵庫県たつの市御津町釜屋499番地２
債務者　松本　秀美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５９号
愛媛県今治市石井町３丁目５番10号　コーポ浅川102号、旧住所愛媛県西条市円海寺175番地２
債務者　黒河　枝里（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６２号
愛媛県今治市大西町別府634番地、前住所愛媛県四国中央市三島朝日１丁目９番36号ダグラスファ寮606号、前々住所愛媛県四国中央市三島朝日３丁目５―17スプルース寮
債務者　小池　久嗣
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６７号
愛媛県今治市松木233番地１　アバンティハイツ205号、旧住所愛媛県今治市四村52番地１
債務者　別宮　美月
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第７５号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙1202番地
債務者　兵頭　　洋
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７０号
福岡県筑後市大字蔵数527番地４　サンハイツ赤坂403号
債務者　古賀　清太
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第７１号
福岡県筑後市大字蔵数527番地４　サンハイツ赤坂403号
債務者　古賀　朋秀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県筑後市大字富久391番地
債務者　田中寿美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４３０号
大分市今津留２丁目10番５号　第２池辺ビル406
債務者　本田裕一郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２６号
大分県津久見市大字津久見1283番地　西瀧海運アパート６号室
債務者　河野　好美（旧姓朝久野）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
大分県速見郡日出町大字川崎135番地１　ビバリーヒル松美501
債務者　山平　美紀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
宮崎県日向市美々津町2736番地15
債務者　黒木　普子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０３号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町14番17号　第３森山ビル202号
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目7239番地２　永峯貸家１―２号、前住所鹿児島県曽於郡大崎町野方2918番地８
債務者　井元　純明
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係